

CAPITAL MARKETS BULLETIN

2023年7月号 (Vol.74)

IPOにおける上場日程の期間短縮のための 新たな制度 (S-1方式) に関する開示府令等の改正案の公表

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 本改正案の背景	パートナー 鈴木 克昌 TEL. 03 6212 8327 katsumasa.suzuki@mhm-global.com
III. 承認前届出書に関する改正	
IV. 投資家への情報提供 (プレディール・リサーチ・レポート)	パートナー 石橋 誠之 TEL. 03 6266 8905 masayuki.ishibashi@mhm-global.com
V. おわりに	パートナー 五島 隆文 TEL. 03 6266 8950 takafumi.goto@mhm-global.com アソシエイト 山口 大貴 TEL. 03 6266 8552 hiroki.yamaguchi@mhm-global.com

I. はじめに

金融庁は、2023年6月30日に『[「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正\(案\)の公表について](#)』(以下「本改正案」といいます。)を公表し、2023年7月31日を期限とするパブリックコメント手続きを開始しました。

日本証券業協会(以下「日証協」といいます。)・公開価格の設定プロセスの在り方等に関するワーキング・グループが2022年2月28日に公表した『[「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書](#)』(以下「公開価格WG報告書」といいます。)において新規公開(IPO)の公開価格設定プロセス等の見直しを取りまとめられ、2022年6月に公表された[金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理](#)においてかかる見直しを着実に進展させる必要があるとされていました¹。本改正案は、そこで挙げられた提言・改善策のうち、上場日程の短縮化や日程設定の柔軟化に対応するための改正を行うものとなります²。

本ニュースレターでは、本改正案に至る制度整備の背景、本改正案の内容及び今後の実務上の課題についてご紹介いたします。

¹ なお、公開価格WG報告書における提言事項に関しては当事務所ニュースレター「[IPOの公開価格決定プロセスに関する公取委及び日証協の動向](#)」もご参照ください。

² 改正事項のうち、仮条件の範囲外での公開価格設定、売出株式数の柔軟な変更、プレ・ヒアリングの留意点の周知及び実施の推奨等の課題に対応する改正に関しては当事務所ニュースレター「[公開価格の設定プロセスの見直しに関する日証協規則改正案について](#)」もご参照ください。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

II. 本改正案の背景

1. 上場日程の期間短縮

IPOの公開価格設定プロセスについて制度の見直しは2021年6月18日に閣議決定された『[成長戦略実行計画](#)』を端緒として行われてきました。この実行計画においては、日本国内のIPOについて初値が公開価格を大幅に上回る傾向にあり、新規上場会社が本来調達できたはずの額よりも少ない資金しか得られないという、いわゆるアンダープライシング問題に対する問題意識が示されていました。

これを受けて日証協は現在の公開価格設定プロセスに改善の余地があるとの認識に立ったうえで、課題及び改善策について公開価格WG報告書を取りまとめました。そこでは、機関投資家にいち早く上場予定企業の情報をインプットし十分なフィードバックを踏まえた価格決定を行うことや、決済までの市場環境の変動リスク³を抑えるため上場日程を短縮することの重要性が示されるとともに、そのための具体的な方法として、「上場審査の終盤に（筆者注：上場承認よりも前に）有価証券届出書を提出すること」等の改善策が提案されていました。また、かかる方法を実施する場合には、「当初提出する有価証券届出書に上場日を記載することができないと考えられるところ、柔軟な上場日を設定するため」検討を行うことが考えられるとされていました。

本改正案はこれに対応するものであり、上場日程の期間短縮を実現することが目的となります。

2. 機関投資家とのコミュニケーション

また、公開価格WG報告書に先立って公正取引委員会が2022年1月28日に公表した『[新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について](#)』（以下「公取委報告書」といいます。）においては、アンダープライシング問題の一因として、想定発行価格の設定について機関投資家とのコミュニケーションが十分に実施されていないのではないかとの問題設定がなされ、機関投資家による新規上場会社の評価が不十分であるとの課題が示唆されていました。この点については公開価格WG報告書においても、投資者の需要を踏まえた想定発行価格を設定する観点から、機関投資家の意向を確認することが公開価格設定プロセスの改善策として示唆されていました。特に、大型のIPOや企業価値の算定結果が乖離しやすいと考えられる新産業に属する企業のIPOにおいては、企業価値の算定を行う能力を有する投資家とのコミュニケーションを踏まえて、想定価格の設定を行うことが充実したマーケティング活動の実施や新規上場会社における公開価格の納得感を高めるうえでも重

³ 公開価格WG報告書においては、上場日程について、特に上場承認日から上場日まで、現行実務上は1か月程度を要するところ、かかる期間が長いことにより市場環境等の変動リスクを負うこととなり、そのリスクが公開価格に織り込まれることによりディスカウントが大きくなっているとして、上場日程の短縮化等が課題として指摘されていました（7頁）。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

要であると考えられます。

この点、有価証券届出書を提出するまでは、有価証券の取得勧誘を行うことが禁止されています（事前勧誘規制）。そのため、IPO の実務上、機関投資家への需要調査は、国内においては有価証券届出書提出日（上場承認日）以降に行われています⁴。他方、諸外国においては日本における上場承認日に対応する日以前から投資家とのコミュニケーションが行われています⁵。かかる諸外国の実務を参考にし、日本においても、上場承認よりも前にバリュエーションを行う能力の高い機関投資家とのコミュニケーション機会を拡大することによって、新規上場会社において公開価格の納得感を高めることが可能と考えられます。加えて、機関投資家へのコミュニケーション（需要調査）を行えるようにすることで、上場承認日以降のマーケティングに要する期間を短縮することができ、結果として上場日までの日程を短縮することができると考えられます。

以上のような背景を踏まえ、公開価格 WG 報告書における提言に基づき、下記Ⅲで説明するとおり、本改正案により、上場承認前に提出する有価証券届出書（承認前届出書）のルールが示されました。これにより、その提出後においては、上場承認前であっても、事前勧誘規制の適用を受けることなく、機関投資家とのコミュニケーションを行うことが可能となることとなります。

Ⅲ. 承認前届出書に関する改正

1. 承認前届出書の概要

有価証券届出書においては、下記でも触れるとおり、発行価格等の記載を省略する（未定とする）ことが認められているものの、上場日程（発行価格等の決定予定時期）を記載する必要があるため、それが確定する上場承認日（上場日の1か月程度前）に有価証券届出書の提出を行うというのが現行の IPO 実務となっていますが、本改正案においては、上場承認前に提出する有価証券届出書（以下「承認前届出書」といいます。）に関する記載内容等のルールが示されました。発行会社は、上場承認を得る前に、承認前届出書を提出することで、事前勧誘規制の適用を受けることなく、投資家への需要調査を行うことが可能となります。また、これに伴い、上場承認後に行う

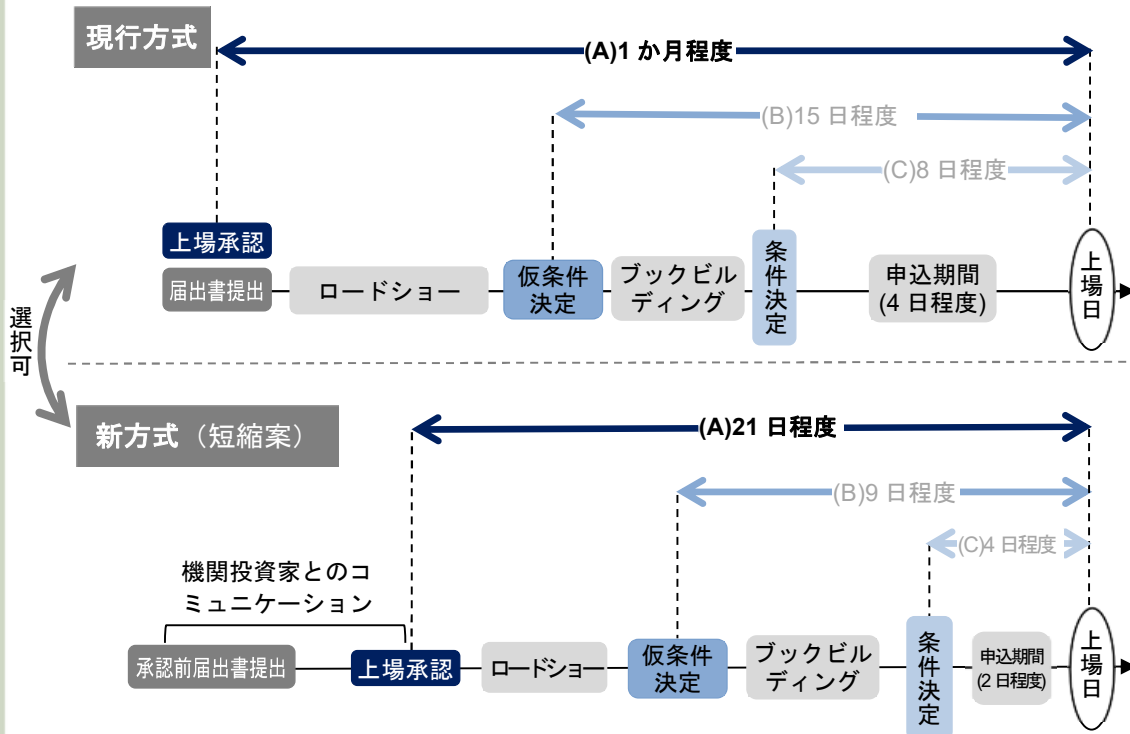
⁴ いわゆるプレ・ヒアリングについては、2023年10月1日施行の日証協「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の改正により、IPO について、国内募集に係る禁止の対象から除かれる旨の明確化がなされることとされていますが、事前勧誘に該当しないためには、一定の要件を充足する必要があるとされています（開示ガイドライン B2-12②）。また、実務上、従前より企業内容等開示ガイドライン B2-12③（有価証券届出書提出の1か月前以上における情報発信）に依拠し、投資家との面談（インフォメーション・ミーティング等）やプレディール・リサーチ・レポート（下記Ⅳもご参照）の配布が行われています。さらに、2020年の日証協規則の改正により、証券会社は特定投資家のうち、自ら企業価値評価等が可能な者に対し店頭有価証券について勧誘を行うことが可能となっています。

⁵ 例えば米国では、IPO のスケジュール等が未定の状況で登録届出書（Form S-1）が提出され、その後機関投資家と Test The Water（TTW）と呼ばれる価格も含めたコミュニケーションが行われることがあります。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

プレマーケティング等の期間短縮が想定されるため、結果として、下図のとおり上場承認から上場までの日程が1か月から21日程度へと短縮されることが期待されています⁶。

[公開価格 WG 報告書で示された上場日程の短縮案⁷]



(第22回金融審議会市場制度ワーキング・グループ資料²⁸ 10頁を参照し筆者ら作成)

2. 承認前届出書の記載内容

承認前届出書においては、大要下表のとおり、株式数や価格について記載を省略することや、日程について一定の幅をもった記載とすること等が可能とされています。

⁶ 公開価格 WG 報告書 8-9 頁。なお、新規上場企業は、取引所の上場承認などの手続とともに、株式を証券保管振替機構の取扱対象とする必要があるところ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます）上、そのための手続として、既存株主に振替株式の交付先の口座情報を求める通知を一定の日（通常は上場の2営業日前）の「1か月」前までに行うとされていること（同法131条）も、上場日程短縮の制約の1つになっているとの指摘があったことを踏まえ、現在かかる期間を改正する振替法の改正案が国会に提出されています（2023年6月21日に終了した第211回通常国会では成立せず、持ち越されています）。

⁷ 承認前届出書は（A）の日程短縮に関するものであるところ、公開価格 WG 報告書では、それ以外にも、仮条件決定日に会社法上の募集事項を定める実務慣行の見直し（B）や、条件決定時の訂正目論見書について交付しない運用とする（C）といった実務運用に関する提言もなされています。今後の上場日程の短縮に関しては、これらの実務運用の動向にも注目していく必要があります。

⁸ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/siryou/20221118/02.pdf

CAPITAL MARKETS BULLETIN

[本改正案（承認前届出書の記載内容）の概要]

記載項目	現状の記載事項	承認前届出書の記載内容
株式数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発行数 ✓ 売出数 	承認前届出書において、発行数や売出数について記載しないこと（「未定」と記載する）ことが可能 ⁹
価格	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発行価額の総額 ✓ 資本組入額の総額 ✓ 発行価格※ ✓ 資本組入額※ ✓ 払込金額の総額 ✓ 差引手取概算額 ✓ 売出価額の総額 ✓ 売出価格※ ✓ 申込証拠金※ <p>但し、IPOに際しては、※の項目は記載を行わないことが可能。その場合、その他の項目については見込額を記載することが必要。</p>	<p>承認前届出書において、価格関連の以下の項目について記載しないことが可能¹⁰</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 払込金額の総額（及び差引手取概算額）における想定発行価格 ✓ 発行価額の総額及び資本組入額の総額の算定根拠 ✓ 売出価額の総額
日程	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申込期間 ✓ 払込期日 ✓ 株式受渡期日 	<p>承認前届出書において、上場日に紐づく以下の日程について、一定の幅を持った期間での記載とすることが可能¹¹</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 申込期間、払込期日、株式受渡期日 ✓ 発行価格、売出価格の決定予定時期 ✓ 引受人の氏名・名称、住所、引受株式数、引受け条件の決定予定時期
その他	—	承認前届出書の勧誘対象を明記 ¹²
	—	上場承認日の訂正届出書への監査報告書の添付 ¹³

（金融庁ウェブサイト¹⁴の記載を元に筆者ら作成）

⁹ 開示府令改正案9条9号

¹⁰ 開示府令改正案9条9号、開示ガイドライン改正案5-8-2-2、5-8-3

¹¹ 開示ガイドライン改正案5-8-2-3

¹² 開示府令改正案2号の4様式・記載上の注意(1)h、(7)d

¹³ 開示ガイドライン改正案7-2-2

¹⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230630-7/20230630-7.html>

CAPITAL MARKETS BULLETIN

(1) 株式数や価格に関する記載を省略できること

有価証券届出書の記載に関しては、現状においても、新規上場の際に募集又は売出しを行う場合には、発行価格等一定の事項の記載を省略することができることとされています¹⁵、承認前届出書においては、記載を省略することができる項目が追加されることになりました。すなわち、株式の新規上場の際に、上場承認前に当該株式の募集又は売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該株式に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的として当該募集又は売出しを行う必要があるときには、以下の事項の記載を要しない（「未定」と記載することが可能となる）こととされています¹⁶。

- ① 発行価格・資本組入額・申込証拠金・申込取扱場所・引受人の氏名又は名称及びその住所・引受株式数及び引受けの条件
- ② 売出価格・申込証拠金・申込受付場所・売出しの委託を受けた者の氏名又は名称及びその住所・売出しの委託契約の内容
- ③ 発行数・売出数及び売出価額の総額

現在の IPO 案件の上場承認時に提出する有価証券届出書においても、上記①②は記載省略（「未定」とする）が可能でしたが、他方で発行数・売出数や発行価額の総額・払込金額の総額、売出価額の総額は記載が必要とされているため、想定発行価格等をベースとした見込額が記載されています¹⁷。承認前届出書においては、上記③のとおり、更に発行数・売出数や売出価額の総額の記載も省略が可能となります。

また、現状は、上記①②の記載を省略する場合、発行価額の総額、資本組入額の総額、払込金額の総額、売出価額の総額等については見込額を記載することが求められています（なお実務上は差引手取概算額についても見込額が記載されています。）。これらの見込額を記載する場合には、実務上は、見込額の算定根拠となった想定発行価額等の記載をすることが行われていますが、承認前届出書においては算定根拠の記載が不要であることも明確化されています¹⁸。

このような記載の省略が可能とされることとなったのは、承認前届出書の提出後に、投資家とコミュニケーションを行い、投資家の価格目線や想定需要についてフィードバックを得ることとなるところ、その際、承認前届出書において想定価格

¹⁵ 金商法 5 条 1 項但書、開示府令 9 条 7 号、8 号

¹⁶ 開示府令改正案 9 条 9 号

¹⁷ 開示府令 2 号様式・記載上の注意(9)c 等参照

¹⁸ 開示ガイドライン改正案 B5-8-2-2 及び B5-8-3。なお、開示ガイドライン改正案 B5-8-2-2 及び B5-8-3 においては、承認前届出書でない場合においても、通常の IPO 案件において上場承認時に提出する有価証券届出書に発行価額や手取金等の総額の見込額を記載する場合には、その算定根拠を記載することができることとされています。ここでは見込額に係る算定根拠の記載が必須ではないことが明確化されていますが、これは公開価格 WG 報告書において、特にプレ・ヒアリングが事前に実施されない場合において、上場承認時の有価証券届出書において想定発行価格を開示することで、誤った先入観を恐れることもあることから、発行会社が想定発行価格を開示しない選択をすることも明確化し、周知を図ることが考えられるとされていた点（10 頁）を受けたもののようにも考えられます。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

等バリュエーションの目線を記載してしまうと、投資家に対して価格について先入観を与える可能性が生じ適切ではない場合もあることから、価格等に関する記載も省略することが許容されることになったものです。加えて、下記のとおり、発行価額の総額等のオフリングの規模感を示す情報についてはなお記載が求められていることとの関係で、株式数から1株当たりの想定価格が算出可能となることのないよう、株式数についても記載を省略することが認められているものと考えられます¹⁹。

なお、上記③においては、発行価額の総額、資本組入額の総額、払込金額の総額及び差引手取概算額は記載省略の対象に含まれていない点には留意が必要です。これらの金額は、募集²⁰の規模感やエクイティストーリーの根拠を示すものとして、承認前届出書の提出後における機関投資家とのコミュニケーションにおいて、価格に関するフィードバックを得るために最低限必要な重要な情報であるため省略が認められていないと考えられます。そのため、これらの金額は承認前届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記することとなると考えられますが²¹、上記のとおり算定根拠（想定発行価格等）の記載が不要であることが明確化されています。

(2) 上場日程について一定の幅を持った記載とできること

上記(1)のとおり、承認前届出書においては、株式数や価格に関する記載を省略することが認められているところ、その場合には、それらの決定予定時期について明記するのが原則であり²²、IPO 案件で上場承認時に提出する有価証券届出書においては、実務上仮条件決定日や条件決定日といった上場に関する具体的なスケジュールが記載されています。もっとも、承認前届出書においては、①申込期間、②払込期日、③株式受渡期日、④発行価格、売出価格、引受人の氏名・名称、住所、引受株式数、引受け条件の決定予定時期について、一定の期間の範囲により記載することができるとされています。つまり、承認前届出書においては、上場に関する日程について一定の幅をもった記載とすることが可能となります^{23 24}。なお、これに関連し、承認前届出書の提出時期は特に限定がありません。案件の規模や発行会社の事業内容等に応じて実務上機関投資家とのコミュニケーションに要する時間が大きく異なりうるため、上場承認予定日まで相当程度長い期間をあけることも許容されるものと考えられます。

承認前届出書においては、その提出時には、証券取引所からの上場承認はなされ

¹⁹ なお、その後上場承認時に提出する訂正届出書において、従来の実務通り具体的な発行数又は売出数を記載することが想定されます。

²⁰ 他方、本文記載のとおり、売出しにおける売出価額の総額は記載を省略することが可能であるため、売出しが行われる場合には案件の規模感等は示されないこととなります。

²¹ 開示府令2号様式・記載上の注意(9)c等

²² 開示府令2号の4様式・記載上の注意(5)d等

²³ 開示ガイドライン改正案 B5-8-2-3。但し、具体的にどの程度の幅をもった記載が許容されるかは明確ではありません。

²⁴ その後上場承認時に提出する訂正届出書において、従来の実務通り具体的な上場日程を記載することが想定されます。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

ておらず上場に関する日程も確定していないことから、当該日程を承認前届出書に記載することは実務上困難な場合もある²⁵と考えられますが、そうであるとしても、日程の全体感を（一般投資家にも）示しておくことは有用と考えられることを踏まえ、記載は必要であるという点は維持しつつも一定の幅を持った記載をすることを許容する趣旨と考えられます。

(3) 勧誘の対象者の明示

承認前届出書では、有価証券届出書の第一部証券情報の「第一 募集要項 1 新規発行株式」欄や「第二 売出要項 1 売出株式」欄において、上場承認前における募集・売出しの相手方、当該募集・売出しは当該株券に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的とする旨及び多数の者を相手方とする当該株券の募集・売出しはその上場の承認後に開示府令改正案 9 条 9 号に定める事項に係る訂正届出書の提出があった日から行う旨を欄外に記載する必要があるとされています²⁶。さらに、承認前届出書の表紙にも、募集又は売出しの相手方を記載することとされています²⁷。

承認前届出書は上場承認前に機関投資家に対して需要調査を行うために提出されるものであることに鑑み、その旨や募集又は売出しの相手方、つまり勧誘対象を明記しなければならないこととされていますが、承認前届出書の提出時点で投資家の名称や数まで特定して開示することは実務上困難であり、機関投資家を対象とする旨を記載すれば足りると考えられますが²⁸、今後パブリックコメント回答等を注視していく必要があると思われ²⁹。

(4) 監査報告書の添付

承認前届出書において、上記(1)で述べた①から③の事項を記載しないで有価証券届出書を提出した後、上場承認日に、多数の者を相手方とする有価証券の募集又は売出しを行うため、当該有価証券届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書を提出する場合には、当該訂正届出書に直近の監査報告書を添付することとされ

²⁵ 加えて、本文記載のとおり承認届出書の提出時期については特に限定がないところ、例えば大型の IPO やバリュエーション目線が乖離しやすいバイオや新産業（ディープテック）に関する IPO においては、相当程度早期に承認前届出書を提出して、上場承認以降のプロセスに進むか否かも含め、機関投資家とのコミュニケーションを踏まえ判断するような場合も考えられるところ。

²⁶ 開示府令改正案 2 号の 4 様式・記載上の注意(1)h・(7)d。但し、「第二 売出要項 1 売出株式」欄の欄外における記載に関しては、承認前届出書に係る当該株券の募集及び売出しが並行して行われる場合において、「第一 募集要項 1 新規発行株式」欄の欄外における記載と併せて記載しているときは、その旨を記載することにより、記載を省略することができるかとされています。

²⁷ 開示府令改正案 2 号の 4 様式・記載上の注意冒頭。但し、表紙において、具体的にどのように募集又は売出しの相手方を記載するのかは、改正後の様式上示されてはいません。

²⁸ なお、承認前届出書は投資判断に必要なすべての情報が含まれているとはいえないことから、この時点で特定投資家でもない個人投資家にまで勧誘の対象を拡大する場合には弊害もありうる上に、今回の改正の趣旨としても、この時点での勧誘の相手方は機関投資家に限定することで足りると思われ。

²⁹ なお、金商法上は、有価証券届出書を提出する限り勧誘対象の属性や人数は問わないこととなりますが、機関投資家を対象とする等記載した承認前届出書が提出された場合において、上場承認前に個人投資家に対する勧誘が行われる場合には、発行会社については有価証券届出書の虚偽記載等が問題となるほか、引受証券会社についても業規制違反の問題も生じうると思われ。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

ています³⁰。承認前届出書においても、通常通り財務諸表の記載及び監査報告書の添付が必要となると考えられます³¹。さらに、上場承認時まで上場申請書の添付書類として証券取引所に提出する I の部では財務諸表の記載及び監査報告書の添付が必要とされていること³²を踏まえ、上場承認日に提出する訂正届出書において、仮に財務諸表が更新されない場合であっても、改めて監査報告書の添付が必要であることが明確化されています。

3. 承認前届出書に関するその他の留意点

承認前届出書も有価証券届出書であることには変わりがないため、その提出後は発行会社は有価証券報告書提出義務を負うこととなります³³。有価証券報告書提出義務を負う会社は、半期報告書や臨時報告書の提出義務その他金商法上一定の規制を受けることとなる³⁴、承認前届出書は、上場承認日より相当期間前に提出する場合も想定されるため、承認前届出書の提出後には発行会社に上記のような規制が課される点に留意する必要があると考えられます。

IV. 投資家への情報提供（プレディール・リサーチ・レポート）

IPO においては、投資家に対して発行会社の情報を提供する観点から、有価証券届出書の提出前において、プレディール・リサーチ・レポート（Pre-Deal Research Report: PDRR。アナリストによる発行会社に関する独自の分析を記載したもの。）の配布が行われることがあります。PDRR が日本国内で配布される場合には、事前勧誘規制に抵触することを回避する観点から、有価証券届出書提出の 1 か月以上前までに行う必要があることとなります³⁵。

IPO においては成長余力が高く事業環境が急激に変化する発行会社が多いため、足元の業績や事業環境に基づいた PDRR の配布が適切なプライシング形成の観点でも重要であるところ、承認前届出書の提出がなされる場合、PDRR はその 1 か月以上前までに配布する必要が生じるため、実際のオフリングより相当程度前に配布されることになり、その有用性が限定されることが懸念されます³⁶。法的には、承認前届出書の提出以降は勧誘が可能となることから PDRR の配布タイミングについては制約がなくなるものの、引受証券会社の Liability control の観点からは PDRR の配布が勧誘とみなされる

³⁰ 開示ガイドライン改正案 7-2-2

³¹ 金商法 193 条の 2、開示府令第 2 号様式・記載上の注意(60)c 等

³² 東京証券取引所 有価証券上場規程 210 条 6 項等

³³ 金商法 24 条 1 項 3 項

³⁴ その他、例えば上場と M&A によるイグジットを並行して進めるような場合には、上場会社でなくとも有価証券報告書提出義務があれば、公開買付規制の適用対象となる点（金商法 27 条の 2 第 1 項）にも留意が必要と考えられます。

³⁵ 開示ガイドライン B2-12③

³⁶ 米国では PDRR の配布は TTW 後であり、現状のスケジュールによっては TTW での投資者のフィードバックを踏まえた PDRR を配布できないなどの制約も考えられます。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

(結果として PDRR の内容につき虚偽記載等に基づく損害賠償責任を負う) リスクは受け入れがたいものと思われ、承認前届出書を提出する場合における PDRR の内容、時期や配布方法(配布する法域を含む)については、諸外国の実務も踏まえ、実務上検討が必要となると考えられます³⁷。

V. おわりに

本改正案による新たな制度については、IPO における公開価格設定等の観点から実務に重要な影響を及ぼすものであり、今後公表されるパブリックコメントの結果も踏まえつつ、実務の動向を注視する必要があります。

セミナー情報

- セミナー 『RID セミナー (M&A の成功に欠かせない金商法の知識)』
視聴期間 2023 年 7 月 11 日 (火) ~ 2023 年 8 月 10 日 (木)
講師 五島 隆文
主催 宝印刷グループ/株式会社宝印刷 D&IR 研究所

- セミナー 『上場会社のための金融商品取引法の基礎~近時の改正動向も含めて~』
視聴期間 2023 年 7 月 18 日 (火) 10:00~2023 年 8 月 15 日 (火) 17:00
講師 五島 隆文
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『大量保有報告制度の法的知識と実務上の留意点~基礎概念から変更報告書の提出の要否の判断基準、報告書作成要領、取引類型ごとの留意点まで徹底解説~』
開催日時 2023 年 8 月 1 日 (火) 10:00~17:00
講師 根本 敏光
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『IPO に関わる近時の制度改正や最新の重要トピック』
開催日時 2023 年 8 月 29 日 (火) 15:00~17:00
講師 宮田 俊、平川 諒太郎
主催 一般社団法人企業研究会

³⁷ なお、香港においては PDRR が法的責任を伴う勧誘とみなされないための要件が定められており、実務上も参考になります。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

- セミナー 『第 5191 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「IPO に関わる近時の制度改正や最近の重要トピック」』

開催日時 2023 年 9 月 5 日（火）13:30~15:30

講師 宮田 俊、平川 諒太郎

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『上場子会社・新規上場企業・創業者が知っておきたい金融商品取引法入門』

開催日時 2023 年 9 月 27 日（水）15:00~17:00

講師 宮田 俊

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『有価証券報告書における「サステナビリティ」開示』

開催日時 2023 年 9 月 28 日（木）13:30~15:40

講師 宮田 俊

主催 宝印刷グループ／株式会社宝印刷 D&IR 研究所

文献情報

- 論文 「〈論説〉金融機関の気候変動対応とファイナンスド・エミッション」

掲載誌 金融法務事情 No.2209

著者 森 勇貴

NEWS

- **DEALWATCH Awards 2023 で最上位の評価を得ました**

当事務所は、DEALWATCH Awards 2023 のリーガルアドバイザー・ランキングにおいて、日本株式・株式関連 - 発行体側において、1 位（シェア 69.4%）を獲得いたしました。
- **ALB Japan Law Awards 2023 にて受賞しました**

トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌である ALB（Asian Legal Business）による ALB Japan Law Awards 2023 において、当事務所は以下のカテゴリーにて受賞しました。

LAW FIRM CATEGORIES

- ・ Japan Law Firm of the Year
- ・ Japan Deal Firm of the Year
- ・ Banking and Financial Services Law Firm of the Year
- ・ Capital Markets Law Firm of the Year

CAPITAL MARKETS BULLETIN

- Investment Fund Law Firm of the Year
- Regulatory and Compliance Law Firm of the Year
- Restructuring and Insolvency Law Firm of the Year
- Technology, Media and Telecommunications Law Firm of the Year

DEAL CATEGORIES

- Debt Market Deal of the Year
 - Bain Capital's Tender Offer for Hitachi Metals
- Equity Market Deal of the Year
 - SBI Sumishin Net Bank's Global IPO
- M&A Deal of the Year (Premium)
 - KKR Acquisition of Mitsubishi Corp UBS Realty
- Technology, Media and Telecommunications Deal of the Year
 - Hitachi Disposition of Hitachi Metals